

## 適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式 の試行について

労務費を明記した標準見積書を使用し、労働環境を評価項目とする総合評価落札方式を試行する

### 1 目的

労働賃金の底上げを目指す入札制度により地域の安全・安心を担う建設労働者の確保・育成を図る

### 2 取組内容

#### (1) 対象工事

予定価格8,000万円以上の土木一式及び建築工事一式工事等

#### (2) 総合評価落札方式において以下の内容を誓約する加点評価

- ① 下請次数の制限（土木2次下請、建築3次下請まで）
- ② 全下請人は元請人へ標準見積書（労務費明示）を提出し、受注者を含む労務費の総額が設計労務費の総額の87.5%以上
- ③ 発注者の要請による支払書類等の提示及び労働賃金実態調査の実施

#### (3) 誓約内容の確認等

- ① 下請次数を施工体制台帳等で確認
- ② 設計労務費と標準見積書の労務費を比較
- ③ 見積額と契約額、支払われた請負代金を比較
- ④ 必要に応じ、見積書の労務費算定人員と実際の作業員数の確認等を実施

#### (4) 該当工事の明示

工事現場に掲示し、該当工事であることを労働者へ周知

### 3 試行開始

平成28年4月以降の公告案件から、各発注機関1箇所程度実施

### 4 工事成績点での評価等

誓約内容の不実施、請負代金の支払不適切な場合は、工事成績点の減点

## 5 具体的な取組の内容について

### (1) 必要に応じて行う確認について

#### 1) 確認を行う場合

- ① 標準見積書の金額と契約金額、支払金額が異なる場合
- ② 注文者と下請負人の協議により標準見積書の調整額が大きい場合
- ③ その他発注機関が必要であると認めた場合（下請 110 通報等）

#### 2) 確認結果が不適切であった場合

理由書と必要な根拠資料を提出

### (2) 評価点、工事成績点の減点などについて

#### 1) 総合評価落札方式の評価項目、評価点

建設マネジメントの項目で0.5点を加算

#### 2) 工事成績評価

誓約内容が実施されない場合は、工事成績評価の「法令遵守等」項目で、工事成績点を3点減点 ※

※ 従来どおり、下請代金支払が不適切な場合は、「法令遵守等」項目で口頭注意相当とし、工事成績点を5点減点